

第 15 版

2023.3.9

# 被災者支援制度ガイドブック

(令和3年2月13日福島県沖地震災害)

このたびの災害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

福島市では、被災された皆様の生活を再建するための支援メニューをパンフレットに取りまとめました。  
ぜひ、ご活用ください。

福島市

## 【目次】

被害の区分について ・各種支援制度一覧 ・ 連絡先

1. 罹災証明書（危機管理室）	1
<b>■生活資金等に関すること</b>	
2. 災害見舞金（共生社会推進課）	2
3. 被災者生活再建支援制度（共生社会推進課）	3
4. 災害援護資金貸付制度（共生社会推進課）	4
<b>■住まいに関すること</b>	
5. 倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去について（開発建築指導課）	5
6. 被災家屋等の解体事業【公費解体】（ごみ減量推進課）	6
7. 被災家屋等の解体事業【すでに自費で解体処理を行った方】（ごみ減量推進課）	7
8. 住宅の応急修理（住宅政策課）	8
9. 住宅の屋根改修助成事業（住宅政策課）	9
10. 市営住宅への仮入居（住宅政策課）	10
11. 一部損壊住宅修理支援事業（住宅政策課）	11
<b>■税金および減免・免除等に関すること</b>	
12. 市県民税（所得税）雑損控除（市民税課）	12
13. 個人市・県民税減免（市民税課）	13
14. 固定資産税・都市計画課税の減免（資産税課）	14
15. 国民健康保険税の減免（国保年金課）	15
16. 国民年金保険料免除（国保年金課）	16
17. 介護保険料の減免（介護保険課）	17
18. 介護サービス利用料の減免（介護保険課）	18
19. 児童扶養手当の特別措置（こども政策課）	19
20. 母子父子寡婦福祉資金（こども家庭課）	20
21. 特別児童扶養手当等の特別措置（障がい福祉課）	21
22. 障がい者の肢体不自由児通所医療費及び 療養介護医療費の利用者負担額の減免措置（障がい福祉課）	22
23. 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業 の利用者負担額の減免措置（障がい福祉課）	23
24. 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置（障がい福祉課）	24
25. 高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	25
<b>■学校に関すること</b>	
26. 就学援助制度（学校教育課・教育施設管理課）	26
<b>[その他]</b>	
27. 特別相談窓口（被災中小企業・小規模事業者対策及び農林漁業者対策）	27

## 被害の区分について

災害に係る住家の被害区分については、「罹災証明書交付申請」に基づき、市が現地調査を実施し、「全壊」から「一部損壊」までの6つの区分で判定いたします。

なお、具体的な判定区分の損害割合は下記のとおりとなっています。

### 【判定区分】

判定区分	住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満
一部損壊	10%未満

### 【手続きの流れ】

①罹災証明交付申請の提出（市役所・各支所の窓口・郵送・オンライン）



②書類審査



③現地確認



④被害認定



⑤罹災証明書の交付（市役所・各支所の窓口・郵送）

#### 【注意】

家屋以外の場合は原則、現地調査を実施しません。  
申請時に被害の状況が確認できる写真等が必要となります。

## 各種支援制度一覧

頁	制度名	罹災証明書					
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
1	罹災証明書	地震により建物に被害を受けた方					
2	災害見舞金	○	○	○	○	—	—
3	被災者生活再建支援制度	○	○	○	▲	—	—
4	災害援護資金貸付制度	○	○	○	○	▲	▲
5	倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去について	倒壊のおそれがあるブロック塀等					
6	被災家屋等の解体事業【公費解体】	○	○	○	○	—	—
7	被災家屋等の解体事業【すでに自費で解体処理した方】	○	○	○	○	—	—
8	住宅の応急修理	○	○	○	○	○	—
9	住宅の屋根改修助成事業	○	○	○	○	○	○
10	市営住宅への仮入居	▲	▲	▲	▲	▲	▲
11	一部損壊住宅修理支援事業	—	—	—	—	—	○
12	市県民税(所得税)雑損控除	○	○	○	○	○	○
13	個人市・県民税の減免	▲	▲	▲	▲	—	—
14	固定資産税・都市計画課税の減免(家屋)	○	○	○	○	—	—
	固定資産税・都市計画課税の減免(土地・償却資産)	詳細は14ページ参照					
15	国民健康保険税の減免	○	○	○	○	—	—
16	国民年金保険料免除	▲	▲	▲	▲	▲	▲
17	介護保険料の減免	○	○	○	○	—	—
18	介護サービス利用料の減免	○	○	○	○	○	—
19	児童扶養手当の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20	母子父子寡婦福祉資金	○	○	○	○	—	—
21	特別児童扶養手当等の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
22	障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
23	障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
24	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
25	高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	○	○	○	○	○	○
26	就学援助制度	▲	▲	▲	▲	—	—
27	特別相談窓口	※詳細は27ページ参照					

※ ○:該当 ▲:一部該当 —:該当なし

## 【連絡先】

頁	制度の名称	担当課	電話番号(直通)
1	罹災証明書	危機管理室	☎ 525-3793
2	災害見舞金	共生社会推進課	☎ 525-3760
3	被災者生活再建支援制度		
4	災害援護資金貸付制度		
5	倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去について	開発建築指導課	☎ 525-3764
6	被災家屋等の解体事業【公費解体】	ごみ減量推進課	☎ 525-3744
7	被災家屋等の解体事業【すでに自費で解体処理を行った方】		
8	住宅の応急修理	住宅政策課	☎ 525-3757
9	住宅の屋根改修助成事業		
10	市営住宅への仮入居		
11	一部損壊住宅修理支援事業		
12	市県民税(所得税)雑損控除	市民税課	☎ 525-3792 525-3712 525-3791 所得税は、福島税務署 ☎ 534-3121
13	個人市・県民税の減免	市民税課	☎ 525-3791
14	固定資産税・都市計画税の減免(家屋)	資産税課家屋係	☎ 525-3716
	固定資産税・都市計画税の減免(土地・償却資産)	資産税課土地係 資産税課償却資産係	☎ 525-3715 ☎ 525-3730
15	国民健康保険税の減免	国保年金課	☎ 525-3735
16	国民年金保険料免除		☎ 525-3738
17	介護保険料の減免	介護保険課	☎ 525-6551
18	介護サービス利用料の減免		☎ 525-6587
19	児童扶養手当の特別措置	こども政策課	☎ 525-3767
20	母子父子寡婦福祉資金	こども家庭課	☎ 525-3780
21	特別児童扶養手当等の特別措置	障がい福祉課	☎ 525-3796
22	障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置		☎ 525-3746 525-3796
23	障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置		
24	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置		☎ 525-3796
25	高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	交通政策課	☎ 525-3762
26	就学援助制度	学校教育課	☎ 572-3987
		教育施設管理課	☎ 525-3706
その他	生活保護制度	生活福祉課	☎ 525-3725
	子どもや家庭に関する相談窓口	こども家庭課	☎ 525-3780
	DVや離婚等の問題に対する女性相談窓口		
	妊娠、出産、子育てに関する相談窓口		

制度の名称	1. 罹災証明書
支援の種類	罹災証明書の発行
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年2月13日の地震により家屋などに被害を受けた方を対象に、罹災証明書を発行します。 各種支援制度等の申請をするために必要となる証明書です。（無料）</li> <li>●対象となる物件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産：家屋、自己所有地の土砂崩れなど</li> <li>・動産：家財など ※「一部損壊」の判定となります。</li> </ul> </li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災した物件（家屋や家財）の写真</li> <li>・本人確認書類（免許証など）</li> <li>・代理申請の場合は申請者（免許証の写しなど）と代理人本人の確認書類をご持参ください</li> </ul>
手続き方法	<p><b>【窓口申請の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所4階危機管理室または各支所・茂庭出張所窓口申請書を提出</li> <li>・対象が家屋や土地の場合、市が現地調査を実施（しばらくお時間をいただきます）</li> <li>・現地調査終了後、市より証明書発行の連絡</li> <li>・市役所4階危機管理室または各支所・茂庭出張所窓口で証明書交付</li> </ul> <p><b>【郵送による申請】</b></p> <p>必要書類を郵送でお送りください。</p> <p>[必要書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明申請書（市ホームページからダウンロードできます）</li> <li>・本人確認書類（免許証の写しなど）</li> <li>※代理申請の場合は委任状</li> </ul> <p>郵送先：〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市危機管理室</p>
申請期間	現地調査を伴う申請は令和3年7月30日（金）まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所危機管理室 ☎直通024-525-3793</p> <p>代表024-535-1111（内線3012）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制 度 の 名 称	2. 災害見舞金								
支 援 の 種 類	給付								
制 度 の 内 容	<p>●災害により被災した者に対して、福島市災害見舞金等支給要綱に基づき、見舞金を支給します。</p> <p>●見舞金額は次のとおりです。</p> <p>・災害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1世帯につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震・水害等による自然災害</td> <td>全壊</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊 (中規模半壊含む)</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1世帯につき	地震・水害等による自然災害	全壊	100,000円	大規模半壊・半壊 (中規模半壊含む)	50,000円
区分		1世帯につき							
地震・水害等による自然災害	全壊	100,000円							
	大規模半壊・半壊 (中規模半壊含む)	50,000円							
活用できる方	<p>●災害見舞金</p> <p>災害により被害を受けた住家に現に居住していた者（世帯主）。</p> <p>※住家の所有者であっても、居住されていない場合は対象となりません。</p> <p>※「準半壊」、「一部損壊」については対象となりません。</p>								
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書（罹災証明書発行支援データベース閲覧の同意があれば添付不要）</li> <li>・世帯主名義の通帳</li> </ul>								
申 請 期 間									
お 問 い 合 わ せ 先	<p>福島市役所共生社会推進課（本庁2階） ☎直通024-525-3760</p> <p>代表024-535-1111（内線3512、3513）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>								

制度の名称	<b>3. 被災者生活再建支援制度</b>																																																																				
支援の種類	給付																																																																				
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支援の内容</p> <p>①基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給されます。</p> <p>②加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給されます。ただし、「全壊」・「大規模半壊」・「解体」に該当する場合は基礎支援金を申請しなければ申請できません。</p> <p>・被災区分が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊（被災した住宅を解体）」の場合</p> <table border="1" data-bbox="584 488 1198 712"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>複数（2人以上）世帯</th> <th>単数（単身）世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎支援金</td> <td>全壊（※1）</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加算支援金（※2）</td> <td>建設又は購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・被災区分が「中規模半壊」の場合（中規模半壊は基礎支援金対象外となります）</p> <table border="1" data-bbox="584 741 1230 904"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>複数（2人以上）世帯</th> <th>単数（単身）世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算支援金（※2）</td> <td>建設又は購入</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 次の条件を満たした場合も「全壊」とみなされます。 住宅が「大規模半壊」・「中規模半壊」又は「半壊」のり災証明を受けたが、住宅の敷地に被害が生じ、そのままにしておく危険であるため、又は修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した場合。</p> <p>※2 加算支援金の再建方法が2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。</p> <p>●支援金の使途は制限されません。詳しくは、内閣府の防災情報のページ <a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html</a> 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>						区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯	基礎支援金	全壊（※1）	100万円	75万円	大規模半壊	50万円	37.5万円	加算支援金（※2）	建設又は購入	200万円	150万円	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	100万円	75万円	賃借（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円	区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯	加算支援金（※2）	建設又は購入	100万円	75万円	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	50万円	37.5万円	賃借（公営住宅を除く）	25万円	18.75万円																												
区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯																																																																		
基礎支援金	全壊（※1）	100万円	75万円																																																																		
	大規模半壊	50万円	37.5万円																																																																		
加算支援金（※2）	建設又は購入	200万円	150万円																																																																		
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	100万円	75万円																																																																		
	賃借（公営住宅を除く）	50万円	37.5万円																																																																		
区分		複数（2人以上）世帯	単数（単身）世帯																																																																		
加算支援金（※2）	建設又は購入	100万円	75万円																																																																		
	補修（基礎・壁・柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うもの）	50万円	37.5万円																																																																		
	賃借（公営住宅を除く）	25万円	18.75万円																																																																		
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 （※）下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。</p> <p>■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象となりません。</p>																																																																				
必要書類	<table border="1" data-bbox="488 1444 1190 1709"> <thead> <tr> <th colspan="2">必要書類</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>解体</th> <th>敷地被害解体</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基礎支援金</td> <td>1 同意書（※3）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2 解体証明書</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3 敷地被害証明書類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4 預金通帳の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5 居住を証明する書類（※4）</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加算支援金</td> <td>1 契約書の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 預金通帳の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 同意書（※3）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 居住を証明する書類（※4）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災状況、世帯情報の取得に関する同意書をご提出いただくことで、被災当時の世帯全員の住民票及びり災証明書の添付を省略することができます。</p> <p>※令和3年2月13日時点で、被災場所に居住していても、住民票がない方は居住の実態が確認できる書類（公共料金領収書の写し等）の提出が必要です。</p>						必要書類		全壊	大規模半壊	解体	敷地被害解体	中規模半壊	基礎支援金	1 同意書（※3）	○	○	○	○	-	2 解体証明書			○	○	-	3 敷地被害証明書類				○	-	4 預金通帳の写し	○	○	○	○	-	5 居住を証明する書類（※4）	△	△	△	△	-	加算支援金	1 契約書の写し	○	○	○	○	○	2 預金通帳の写し	○	○	○	○	○	3 同意書（※3）					○	4 居住を証明する書類（※4）					△
必要書類		全壊	大規模半壊	解体	敷地被害解体	中規模半壊																																																															
基礎支援金	1 同意書（※3）	○	○	○	○	-																																																															
	2 解体証明書			○	○	-																																																															
	3 敷地被害証明書類				○	-																																																															
	4 預金通帳の写し	○	○	○	○	-																																																															
	5 居住を証明する書類（※4）	△	△	△	△	-																																																															
加算支援金	1 契約書の写し	○	○	○	○	○																																																															
	2 預金通帳の写し	○	○	○	○	○																																																															
	3 同意書（※3）					○																																																															
	4 居住を証明する書類（※4）					△																																																															
申請期間	<p>●基礎支援金：令和3年2月22日から令和5年9月12日まで（災害発生から31ヶ月間）</p> <p>●加算支援金：令和3年2月22日から令和6年3月12日まで（災害発生から37ヶ月間）</p>																																																																				
お問い合わせ先	<p>福島市役所共生社会推進課（本庁2階） ☎直通024-525-3760 代表024-535-1111（内線3512、3513） 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>																																																																				

制度の名称	4. 災害援護資金貸付制度																																					
支援の種類	貸付																																					
制度の内容	<p>●令和3年2月13日発生の地震により、住居が全・半壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。</p> <p>●支援の内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td>① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合</td> <td>限度額</td> <td>特別な事情の場合</td> </tr> <tr> <td>ア 負傷のみ</td> <td>150万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td>250万円</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失または流失</td> <td>350万円</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※特別な事情:市民税非課税世帯、住居の全壊等で被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付利息</td> <td>保証人あり … 無利子 保証人なし … 年1.5%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内(特別の場合5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(据置期間を含む)</td> </tr> </table>	貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	限度額	特別な事情の場合	ア 負傷のみ	150万円	—	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	—	ウ 住居の半壊	270万円	350万円	エ 住居の全壊	350万円	—	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合			ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	—	イ 住居の半壊	170万円	250万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	350万円	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	—	貸付利息	保証人あり … 無利子 保証人なし … 年1.5%(据置期間中は無利子)	据置期間	3年以内(特別の場合5年)	償還期間	10年以内(据置期間を含む)
貸付限度額	① 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合		限度額	特別な事情の場合																																		
	ア 負傷のみ		150万円	—																																		
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円	—																																		
	ウ 住居の半壊		270万円	350万円																																		
	エ 住居の全壊		350万円	—																																		
	② 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合																																					
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円	—																																		
	イ 住居の半壊		170万円	250万円																																		
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円	350万円																																		
	エ 住居の全体の滅失または流失	350万円	—																																			
貸付利息	保証人あり … 無利子 保証人なし … 年1.5%(据置期間中は無利子)																																					
据置期間	3年以内(特別の場合5年)																																					
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																																					
活用できる方	<p>●被災した日(令和3年2月13日)現在で、福島市内に居住していた世帯の世帯主</p> <p>●次のいずれかの被害を受けた世帯</p> <p>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上(別途、診断書が必要となります。)</p> <p>②家財の3分の1以上の損害(写真、家具の配置図等の被害状況がわかる資料が別途必要です。)</p> <p>③住居の半壊または全焼・流失</p> <p>●活用できる方(世帯)について、令和2年度(令和元年度分)所得にて所得上限を確認いたします。</p> <p>※基準額以上の場合は貸付の対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>令和元年度分の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円未満</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円未満</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円未満</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円未満</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>世帯人員にかかわらず、住居が滅失した場合は、1,270万円未満</p>	世帯人員	令和元年度分の総所得金額	1人	220万円未満	2人	430万円未満	3人	620万円未満	4人	730万円未満	5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満																									
世帯人員	令和元年度分の総所得金額																																					
1人	220万円未満																																					
2人	430万円未満																																					
3人	620万円未満																																					
4人	730万円未満																																					
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加えた額未満																																					
必要書類	<p>●借入申込人</p> <p>①罹災証明書</p> <p>②住民票(世帯全員が記載されているもの)</p> <p>③世帯全員の令和2年度(令和元年度分)所得・課税証明書</p> <p>●保証人</p> <p>①住民票(保証人本人のみ記載されているもの)</p> <p>②保証人本人の令和3年度(令和2年度分)所得・課税証明書</p>																																					
申請期間	令和3年8月31日まで																																					
お問い合わせ先	<p>福島市役所共生社会推進課(本庁2階) ☎直通024-525-3760</p> <p>代表024-535-1111(内線3512、3513)</p> <p>月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く)午前8時30分～午後5時15分</p>																																					

制度の名称	5. 倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去について
支援の種類	撤去費用の助成
制度の内容	<p>道路に沿って設けたブロック塀等（ブロック塀、石塀、その他組積造の塀）で、基準に適合しない等、倒壊のおそれのあるものの撤去費用の一部を助成します。</p> <p>○補助金額 補助金額は次の①と②のうちいずれか少ない額となります。 ①撤去費用の2分の1 ②対象となるブロック塀等の延長1メートルあたり5千円を乗じた額 なお、補助金の上限は10万円となります。</p> <p>○補助対象 次の条件を全て満たすものが補助対象となります。 ①基準に適合しない等、倒壊のおそれのあるブロック塀等 ②市内にあるもの ③個人が所有するもの ④道路に面し、道路からの高さが80センチメートル以上であるもの ⑤市内の本店又は支店を置く施工者による工事であること ※既に工事に着手しているものは補助対象外ですのでご注意ください。 ※詳細はお問合せいただくか、ホームページに掲載の手引きをご覧ください。</p>
必要書類	<p>次の必要書類を開発建築指導課まで申込者ご本人がご持参ください。</p> <p>①補助金交付申請書（要綱・様式第1号） ②点検表（要綱・様式第2号） ③工事見積書の写し ④ブロック塀等を撤去する部分の現況写真（着工前写真） ⑤市税の完納証明書（市民税課で取得できます。各支所では取得できません。）</p>
手続き方法	工事の契約前に申請し、交付決定通知後に工事に着手してください。詳細についてはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
申込期限	令和3年12月10日（金）まで
お問い合わせ先	福島市役所開発建築指導課（本庁6階） ☎024-525-3764（直通）

制度の名称	6. 被災家屋等の解体事業（公費解体）																		
支援の種類	災害廃棄物処理事業																		
制度の内容	<p>令和3年2月13日福島県沖を震源とした地震により被災した個人及び中小企業者等が所有する家屋等について、生活環境上の保全及び二次災害の防止を図るため、所有者からの申請に基づき、市が解体処理を実施いたします。 ※「解体」とは、家屋ごとにその全部を取り壊すことをいい、改修工事等で家屋等の一部を取り壊すことは対象としません。</p> <p>●対象範囲  (1) 「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」（準半壊を除く）と判定された家屋等となります。  ①「家屋等」とは、個人や中小企業等が所有する住宅、分譲又は賃貸マンション、アパート、店舗等をいいます。  ②「中小企業者等」とは、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者及びこれに準じた公益法人等をいいます。  ③工作物等については次の事項にご留意ください。  (ア)原則として、擁壁や土留めは対象としません。  (イ)擁壁や土留めは、解体等の実施時に危険であると判断できる場合は、解体等の実施前に申請者自身が復旧工事を施工することが必要になります。  ④家財道具などの搬出は行いませんので、あらかじめ申請者が搬出してください。  ●申請があった内容については、後日、現地調査等を実施いたしますが、状況等によっては、市が行う解体処理事業に該当しない場合があります。</p>																		
活用できる方	<p>(1) 原則、建物登記簿の登記名義人を所有者（申請者）とします。  (2) 未登記の場合、固定資産評価証明により所有者の確認が必要となります。  (3) 中小企業者について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>その他産業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
区分	資本金	従業員数																	
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	
小売業	5千万円以下	50人以下																	
その他産業	3億円以下	300人以下																	
必要書類	<p>(1)配布について  申請書類等はこみ減量推進課及び各支所・出張所の窓口にて備えております。  ※市ホームページからもダウンロードができます。</p> <p>(2)必要書類  ①被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書（様式第1号）※申請書には実印で押印してください  ②り災証明書の写し  ③建物配置図（様式第3号）  ④被災家屋等の状況写真（様式第4号）  ⑤被災家屋等の登記事項全部事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。）  ※登記していない場合は、固定資産課税台帳登録事項証明書（所有）（り災証明書の提示により、市民課課及び各支所等で無料で取得できます。）  ⑥所有者の印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。り災証明書の提示により、市民課及び各支所等で無料で取得できます。）  ⑦所有者の身分証明書の写し（運転免許証等）  ⑧被災家屋等において、共有名義人、相続権者、抵当権者などの権利関係者がいる場合は、権利関係者全員の被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（様式第5号及び様式第6号）及び権利関係者全員の印鑑登録証明書（金融機関を除く。申請者または権利関係者本人のり災証明書の写しの提示により、市民課及び各支所等で無料で取得できます。）  ⑨相続登記をしていない場合は、相続関係図、遺産分割協議書等相続を証明する書類  ⑩所有者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。）  ⑪足場を設置する等解体等の作業に隣接地の承諾が必要な場合は、被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（隣接地権者等）（様式第7号）  ⑫その他市長が必要と認める書類  ※所有者以外の方が所有者を代理して申請する場合は、被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状（様式第8号）及び、受任者の身分証明書の写し（運転免許証等）が必要になります。  ※所有者の確認ができない場合、同意書等の必要書類の提出が無い場合には、受付できません。</p>																		
申請期間	<p>(1)受付期間 令和3年5月10日（月）～ 令和3年8月20日（金）※予約制 土日祝除く  (2)受付時間 午前9時～午後4時30分  (3)受付場所 福島市役所6階 臨時窓口  ※窓口の混雑を避けるため予約制で受け付けます。申請・相談日を事前に予約のうえお越しください。予約は福島市ホームページ内、オンライン申請または電話にてお願いします。  ※郵送での申請は受付できません。</p>																		
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 024-525-3744																		

制度の名称	7. 被災家屋等の解体事業（すでに自費で解体処理を行った方）																		
支援の種類	災害廃棄物処理事業																		
制度の内容	<p>令和3年2月13日福島県沖を震源とした地震により被災した個人及び中小企業者等が所有する家屋等について、生活環境上の保全及び二次災害の防止を図るため、<b>令和3年5月9日までに</b>施工業者と解体撤去の契約をした方を対象に、市設定基準額の範囲内で、費用の償還を行います。</p> <p>※「解体」とは、家屋ごとにその全部を取り壊すことをいい、改修工事等で家屋等の一部を取り壊すことは対象としません。</p> <p>●対象範囲</p> <p>(1) 「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」（準半壊を除く）と判定された家屋等となります。</p> <p>①「家屋等」とは、個人や中小企業等が所有する住宅、分譲又は賃貸マンション、アパート、店舗等をいいます。</p> <p>②「中小企業者等」とは、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者及びこれに準じた公益法人等をいいます。</p> <p>③工作物等については次の事項にご留意ください。</p> <p>(ア)原則として、擁壁や土留めは対象としません。</p> <p>④家財道具などの搬出費用は対象となりません。</p>																		
活用できる方	<p>(1) 原則、建物登記簿の登記名義人を所有者（申請者）とします。</p> <p>(2) 未登記の場合、固定資産評価証明により所有者の確認が必要となります。</p> <p>(3) 中小企業者について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>その他産業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
区分	資本金	従業員数																	
製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	
小売業	5千万円以下	50人以下																	
その他産業	3億円以下	300人以下																	
必要書類	<p>(1)配布について 申請書類等はごみ減量推進課及び各支所・出張所の窓口に備えております。 ※市ホームページからもダウンロードができます。</p> <p>(2)必要書類</p> <p>①被災家屋等の解体等費用償還申請書（様式第1号）</p> <p>②り災証明書の写し</p> <p>③建物配置図（様式第3号）</p> <p>④被災家屋等の登記事項全部事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。） ※登記していない場合は、固定資産課税台帳登録事項証明書（所有）（り災証明書の提示により、市民課及び各支所等で無料で取得できます。）</p> <p>⑤解体等に係る業者による見積書の写し</p> <p>⑥解体等に係る契約書の写し</p> <p>⑦解体等に要した費用に関する領収書の写し</p> <p>⑧解体等に要した費用の内訳がわかる書類の写し</p> <p>⑨解体等に係る写真（施工前、施工中、施工後にそれぞれ撮影したもの）</p> <p>⑩解体等に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し</p> <p>⑪業者が作成した解体等した被災家屋等の解体証明書</p> <p>⑫償還金の振込先がわかるもの（通帳の写し等）</p> <p>⑬申請者の身分証明書の写し（運転免許証等）</p> <p>⑭申請者の印鑑登録証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。り災証明書の提示により、市民課及び各支所等で無料で取得できます。）</p> <p>⑮被災家屋等において、共有名義人、相続権者、抵当権者などの権利関係者がいる場合は、権利関係者全員の被災家屋等の解体等費用償還に関する同意書（様式第4号）及び権利関係者全員の印鑑登録証明書（金融機関を除く。申請者または権利関係者本人のり災証明書の写しの提示により、市民課及び各支所等で無料で取得できます。）</p> <p>⑯相続登記をしていない場合は、相続関係図、遺産分割協議書等相続を証明する書類</p> <p>⑰被災家屋等の解体等費用償還に関する誓約書（様式第5号）</p> <p>⑱申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行日から3ヵ月以内のもの。法務局で発行。）</p> <p>⑲その他市長が必要と認める書類</p> <p>※申請を費用負担者以外の者が代理して行う場合は、被災家屋等の解体等費用償還に関する委任状（様式第6号）及び、受任者の身分証明書の写し（運転免許証等）が必要になります。</p>																		
申請期間	<p>(1)受付期間 令和3年5月10日（月）～ 令和3年8月20日（金）※予約制 土日祝除く</p> <p>(2)受付時間 午前9時～午後4時30分</p> <p>(3)受付場所 福島市役所6階 臨時窓口</p> <p>※窓口の混雑を避けるため予約制で受け付けます。申請・相談日を事前に予約のうえお越しください。予約は福島市ホームページ内、オンライン申請または電話にてお願いします。</p> <p>※郵送での申請は受付できません。</p>																		
お問い合わせ先	ごみ減量推進課 024-525-3744																		

制度の名称	8. 住宅の応急修理
支援の種類	現物支給
制度の内容	<p>●地震により住宅が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊し、自ら修理する資力のない世帯（大規模半壊の場合、資力を問いません）に対して、被災した住宅の屋根・外壁・基礎等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する応急修理制度の受付を行っております。詳しくは、相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>【応急修理の限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準半壊の場合：30万円（税込）以内</li> <li>・ 半壊、中規模半壊、大規模半壊又は全壊の場合：59万5千円（税込）以内</li> </ul> <p>※修理できる範囲等について、いくつかの条件があります。 （例）内装に関するものは、原則として対象外となります。</p> <p>【応急修理の方法】</p> <p>市が建築事業者等に応急修理工事を依頼します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急修理を行う建築事業者等（工務店など）は、原則として申込者に市の指定業者リストから選定していただきますが、リスト以外の事業者にも施工してもらうことも可能ですので、詳しくはお問い合わせください。</li> </ul>
活用できる方	<p>●次の要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震により住宅が準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた方で、自らの資力では応急修理をすることができない方</li> <li>・ 地震により住宅が大規模半壊の被害を受けた方</li> </ul> <p>※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。</p>
必要書類	<p>①住宅の応急修理申込書（様式第1号） ②り災証明書 ※掲示で可 ③住民票（世帯全員が記載されたもの） ④施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真 ⑤修理見積書（様式第3号） ※後日、提出可だが、工事決定までに必要 ※修理見積書は必ず所定の様式（様式第3号）にて作成してください。 ⑥資力に関する申出書（様式第2号） ※大規模半壊の場合は不要 ⑦所有者の同意書（様式第7号） ※借家の場合のみ ⑧その他市長が必要と認める書類</p> <p>※世帯主以外の方（ご家族等）が申込みをする場合は、印鑑をご持参ください（認印可）。 ※②、③の交付は無料です。住民票を申請される際は、り災証明書をご提示いただき、窓口へ応急修理制度で使用するをお伝えください。（コンビニ交付は有料）</p>
申込期限	令和3年10月29日まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎直通024-525-3757 代表024-535-1111（内線4173） 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制 度 の 名 称	9. 住宅の屋根改修助成事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	<p>地震により、住宅の瓦屋根が破損した世帯に対し、破損した瓦を含む屋根全体を「瓦の緊結方法の新基準※」に適合させる改修、または破損した瓦屋根を金属屋根等に改修する工事を行う場合にその改修費の一部を補助します。 ※全ての瓦をくぎ等で緊結するなどの基準</p> <p>【要件】 以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 瓦葺の屋根全体を「瓦の緊結方法の新基準」に適合した改修とすること</li> <li>2. 瓦葺の屋根全体を金属屋根等に改修すること (段階的な改修についてはご相談下さい)</li> </ol> <p>【補助額】 補助対象経費の23% (補助金上限額55万2,000円) ※補助の対象となる経費は、対象工事に係る屋根面積 (平方メートル) に24,000円を乗じた額又は2,400,000円のいずれか低い額を限度とする。</p>
活 用 で き る 方	<p>以下のすべてを満たす方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震により屋根瓦が破損した住宅の所有者で、り災証明が一部損壊以上の方</li> <li>2. 市税などの滞納がない方</li> </ol> <p>※地震により破損したものであれば、損害の程度は問いません。</p> <p>※住宅の応急修理制度と本制度の両方を活用することは可能ですが、改修箇所は、別にする必要があります。(例えば、外壁を応急修理で修理し、屋根を本制度で改修することは可能)</p>
必 要 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助金交付申請書 (様式第1号)</li> <li>2. り災証明書※提示で可</li> <li>3. 施工前写真 (屋根瓦の被害状況がわかるもの)</li> <li>4. 対象工事に係る経費の内訳が分かる見積書の写し</li> <li>5. 市税の完納証明書 (市役所2階市民税課で取得できます。各支所ではお取り扱いしていません。)</li> <li>6. その他市長が必要とする書類 (屋根面積が確認できる書類等)</li> </ol>
申 込 期 限	令和4年1月31日まで
お 問 い 合 わ せ 先	<p>福島市役所住宅政策課 (本庁6階) ☎直通024-525-3757 代表024-535-1111 (内線4173)</p> <p>月曜日～金曜日 (年末年始、祝祭日を除く) 午前8時30分～午後5時15分</p>

制度の名称	10. 市営住宅への仮入居
支援の種類	住宅支援
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お住いの住宅が被災した場合、市営住宅に家賃減免の上、仮入居いただけます。</li> <li>●3カ月の期間を限度としますが、更新により3カ月ごと、最長9カ月の延長が可能です。</li> </ul> <p>※照明、ガスコンロ、浴槽等各種設備はありません。</p> <p>※光熱水費は入居者の負担です。</p> <p>※動物類の飼育はできません。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の区域内に存する被災した住宅に居住していた方で、一時的な居住場所の確保が困難な方。</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書（罹災証明書発行支援データベース閲覧の同意があれば添付不要）</li> <li>・世帯全員の住民票（発行手数料は無料） ※コンビニ交付は有料</li> </ul>
申請期間	令和4年2月28日まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎直通024-525-3757</p> <p>代表024-535-1111（内線4174～4176）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制度の名称	11. 一部損壊住宅修理支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>地震により、住宅が「一部損壊」した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の費用の一部を定額で補助します。</p> <p>【要件】 以下のすべての要件を満たす方（世帯）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震により被害を受けた住宅に居住し、り災証明が「一部損壊」の方 ※現地調査を省略した「一部損壊」のり災証明でも構いません。</li> <li>2. 自らの資力（資金）では修理できない方</li> <li>3. 日常生活に必要な部分の修繕工事に20万円以上（消費税込み）要した方</li> </ol> <p>【補助額】 20万円以上（消費税込み）の修繕工事をした場合、定額10万円を補助します。</p>
活用できる方	<p>屋根・外壁・基礎等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備などの日常生活に必要欠くことができない部分であって、緊急に修理を行なうことが適当な箇所の修繕工事を行った方（世帯）が本事業を活用できます。</p> <p>※原則内装に関するものや家電製品の修理・交換は補助の対象外です。</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助金交付支給申請書（様式第1号）</li> <li>2. り災証明書（写しで可）</li> <li>3. 修繕工事の内容及び実施したことが確認できる書類（見積書及び領収書等）</li> <li>4. 資力に関する申出書（様式第6号）</li> <li>5. 施工前・施工中・施工後の写真（添付が難しい場合は、施工内容証明書（様式第8号））</li> <li>6. 施工内容証明書（様式第8号）</li> </ol>
申込期限	令和4年6月30日まで
お問い合わせ先	<p>福島市役所住宅政策課（本庁6階） ☎直通024-525-3734 代表024-535-1111（内線4181、4182）</p> <p>月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>

制度の名称	12. 市県民税（所得税） 雑損控除
支援の種類	令和4年度市県民税（令和3年分所得税）の所得控除
制度の内容	<p>【令和4年度市県民税（令和3年分所得税）の所得控除】  納税義務者または生計を一にする配偶者およびその他の親族（被災した年分の総所得金額等の合計額が48万円以下の方が対象）の有する生活用資産および業務用資産について災害等で損害を受けた場合は、雑損控除（※下記の計算式で算出した金額）として所得金額から差し引くことができます。</p> <p>※【雑損控除額】  次の①と②のいずれか多い方の金額  ①＝（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%）  ②＝（損害金額－保険金などで補てんされる金額）のうち災害関連支出の金額－5万円  雑損控除の対象となる年分は、被災した年である令和3年の1年分です。  雑損控除を受けるには、申告が必要です。  （所得税がかかる方や還付になる方は、所得税確定申告。それ以外の方で市県民税がかかる方は、市県民税申告。）</p> <p>【ご注意ください！！】  所得税の場合は、災害減免法の規定により減免を受けるか雑損控除を受けるかどちらかを納税者が選択することになっています。  （詳しくは福島税務署 Tel：024-534-3121 にお問い合わせ下さい。）</p>
活用できる方	納税義務者または生計を一にする配偶者およびその他の親族（被災した年分の総所得金額等の合計額が48万円以下の方が対象）の有する生活用資産および業務用資産について災害等で損害を受けた場合で、令和4年度市県民税（令和3年分所得税）がかかる方
必要書類	罹災証明書ほか損害額確認のための書類
申請期間	令和4年度市県民税（令和3年分所得税）は、令和4年に行われる申告期間中に各申告会場へ。
お問い合わせ先	市県民税は、 市民税課 市民税第二係 Tel：024-525-3792 市民税第三係 Tel：024-525-3712 市民税第一係 Tel：024-525-3791  所得税については、福島税務署 Tel：024-534-3121

制度の名称	13. 個人市・県民税の減免																								
支援の種類	市税等の減免																								
制度の内容	<p>災害により被害を受けられた方の税負担を軽減するため、市税等の減免を行います。</p> <p>1 対象となる税額等について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目の種類</th> <th>徴収方法</th> <th>対象となる年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民税・県民税</td> <td>普通徴収</td> <td>令和2年度随時課税分 令和3年度分</td> </tr> <tr> <td>給与特別徴収</td> <td>令和2年度分の一部(2月～5月分) 令和3年度分</td> </tr> <tr> <td>年金特別徴収</td> <td>令和2年度分の一部(2月分) 令和3年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 減免の内容 納税義務者が、下記のいずれにも該当することとなった場合</p> <p>ア 災害により居住かつ所有する住宅又は家財の損害額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）が、その住宅または家財の価格の2/10（半壊）以上</p> <p>イ 令和2年度の合計所得金額が1,000万円以下である方</p> <p>ウ 所得区分及び減免の割合は下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>住宅・家財の損害の程度が5/10以上のとき</th> <th>住宅・家財の損害の程度が2/10以上5/10未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>全部</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下であるとき</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>	税目の種類	徴収方法	対象となる年度	市民税・県民税	普通徴収	令和2年度随時課税分 令和3年度分	給与特別徴収	令和2年度分の一部(2月～5月分) 令和3年度分	年金特別徴収	令和2年度分の一部(2月分) 令和3年度分	合計所得金額	減免の割合		住宅・家財の損害の程度が5/10以上のとき	住宅・家財の損害の程度が2/10以上5/10未満	500万円以下であるとき	全部	1/2	500万円を超え750万円以下であるとき	1/2	1/4	750万円を超えるとき	1/4	1/8
税目の種類	徴収方法	対象となる年度																							
市民税・県民税	普通徴収	令和2年度随時課税分 令和3年度分																							
	給与特別徴収	令和2年度分の一部(2月～5月分) 令和3年度分																							
	年金特別徴収	令和2年度分の一部(2月分) 令和3年度分																							
合計所得金額	減免の割合																								
	住宅・家財の損害の程度が5/10以上のとき	住宅・家財の損害の程度が2/10以上5/10未満																							
500万円以下であるとき	全部	1/2																							
500万円を超え750万円以下であるとき	1/2	1/4																							
750万円を超えるとき	1/4	1/8																							
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・罹災証明書(他市町村の証明書をお持ちの方のみ。福島市発行の証明書は添付不要。)</li> <li>・地震保険等の損害保険から補填を受けた場合は、その金額を証明する書類</li> </ul>																								
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月31日まで。</li> <li>・保険会社からの補填額が申請期限までに確定しない場合はご相談ください。</li> </ul>																								
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税課 市民税第一係 電話 024-525-3791</li> </ul>																								

制度の名称	14. 固定資産税・都市計画税の減免																												
支援の種類	市税等の減免																												
制度の内容	<p>◆災害により被害を受けられた方の税負担を軽減するための、固定資産税・都市計画税の減免</p> <p>●減免対象となる期別 令和2年度固定資産税・都市計画税の災害日(2/13)以降に納期が到来するもの及び令和3年度課税分(全期)</p> <p>●減免の内容 次の表の損害程度に基づき被害対象物件を減免</p> <p>①土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>②家屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>半壊(中規模半壊を含む)</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>③償却資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が8/10以上であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が6/10以上8/10未満であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が4/10以上6/10未満であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が2/10以上4/10未満であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部	被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10	被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10	被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10	損害の程度	減免割合	全壊	全部	大規模半壊	6/10	半壊(中規模半壊を含む)	4/10	損害の程度	減免割合	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が8/10以上であるとき	全部	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が6/10以上8/10未満であるとき	8/10	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が4/10以上6/10未満であるとき	6/10	償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が2/10以上4/10未満であるとき	4/10
損害の程度	減免割合																												
被害面積が当該土地の面積の8/10以上であるとき	全部																												
被害面積が当該土地の面積の6/10以上8/10未満であるとき	8/10																												
被害面積が当該土地の面積の4/10以上6/10未満であるとき	6/10																												
被害面積が当該土地の面積の2/10以上4/10未満であるとき	4/10																												
損害の程度	減免割合																												
全壊	全部																												
大規模半壊	6/10																												
半壊(中規模半壊を含む)	4/10																												
損害の程度	減免割合																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が8/10以上であるとき	全部																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が6/10以上8/10未満であるとき	8/10																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が4/10以上6/10未満であるとき	6/10																												
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が2/10以上4/10未満であるとき	4/10																												
必要書類	<p>【家屋・土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年2月13日福島県沖地震に係る固定資産税等減免申請書</li> </ul> <p>【償却資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年2月13日福島県沖地震に係る固定資産税等減免申請書(償却資産用)</li> <li>別紙 令和3年2月13日福島県沖地震に係る被災資産明細書</li> <li>修理前場合は見積書の写し、修理後場合は請求書の写し</li> </ul>																												
手続き方法	<p>【家屋】</p> <p>罹災証明書で半壊以上の被害認定がされた家屋所有者宛てに減免申請書を順次お送りしますので、資産税課にご提出ください。</p> <p>【土地・償却資産】</p> <p>申請書その他必要書類を資産税課にご提出ください。詳細については、お問い合わせください。</p>																												
申請期間	令和4年3月31日(木)まで																												
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産税課 家屋係 (電話 024-525-3716)</li> <li>資産税課 土地係 (電話 024-525-3715)</li> <li>資産税課 償却資産係 (電話 024-525-3730)</li> </ul>																												

制度の名称	15. 国民健康保険税の減免												
支援の種類	国民健康保険税の減免												
制度の内容	<p>■災害により被害を受けられた方の税負担を軽減するための、国民健康保険税の減免</p> <p>●減免対象となる期別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収方法</th> <th>対象となる期別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>令和2年度：8期 令和3年度：1～7期 ※随時課税分はお問合せください。</td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>令和2年度：令和3年2月徴収分 令和3年度：令和3年4月～12月徴収分</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の内容</p> <p>①主たる生計維持者が居住する住宅の損壊が半壊以上の場合次の表の割合に基づき減免</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>減免対象となる納期分の 全部</td> </tr> <tr> <td>半壊、中規模半壊又は大規模半壊</td> <td>減免対象となる納期分の 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅の被害判定区分については罹災証明の判定結果を基に判断いたします。</p> <p>②主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、または行方不明になったとき・・・減免対象となる納期分の全部を減免 ※主たる生計維持者以外の方が行方不明となった場合はお問合せください。</p> <p>●受付 国保年金課国保資格係（市役所本庁舎1階 TEL024-525-3735） ※減免申請につきましては、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いします。減免申請書はホームページからダウンロードできます。</p>	徴収方法	対象となる期別	普通徴収	令和2年度：8期 令和3年度：1～7期 ※随時課税分はお問合せください。	特別徴収	令和2年度：令和3年2月徴収分 令和3年度：令和3年4月～12月徴収分	損害の程度	減免の割合	全壊	減免対象となる納期分の 全部	半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2
徴収方法	対象となる期別												
普通徴収	令和2年度：8期 令和3年度：1～7期 ※随時課税分はお問合せください。												
特別徴収	令和2年度：令和3年2月徴収分 令和3年度：令和3年4月～12月徴収分												
損害の程度	減免の割合												
全壊	減免対象となる納期分の 全部												
半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2												
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・罹災証明書（他市町村の証明書をお持ちの方のみ。福島市発行の証明書は添付不要。）</li> </ul>												
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月31日まで</li> </ul>												
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保年金課国保資格係（市役所本庁舎1階 TEL024-525-3735）</li> </ul>												

制 度 の 名 称	16. 国民年金保険料免除								
支 援 の 種 類	免除								
制 度 の 内 容	<p>●災害等で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）の納付が困難な場合は、保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。</p> <p>●対象者、免除の程度、申請要件、対象期間</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者</td> </tr> <tr> <td>免除の程度</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>申請要件</td> <td>被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和3年1月分から令和5年6月分まで。 ただし、令和3年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。 ※災害を理由とした免除は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間となります。よって、令和3年福島県沖地震における免除の対象期間は上記の期間となります。</td> </tr> </table> <p>●その他</p> <p><input type="checkbox"/>年金受給資格期間としては、老齢・障害・遺族厚生基礎年金の受給資格期間に入ります。</p> <p><input type="checkbox"/>老齢基礎年金額には、追納しないと年金額に反映されません。</p> <p><input type="checkbox"/>保険料が免除された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）により、保険料を納付した場合と同じとなります（2年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます）。</p>	対象者	住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者	免除の程度	全額	申請要件	被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。	対象期間	令和3年1月分から令和5年6月分まで。 ただし、令和3年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。 ※災害を理由とした免除は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間となります。よって、令和3年福島県沖地震における免除の対象期間は上記の期間となります。
対象者	住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者								
免除の程度	全額								
申請要件	被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること。								
対象期間	令和3年1月分から令和5年6月分まで。 ただし、令和3年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。 ※災害を理由とした免除は、災害が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間となります。よって、令和3年福島県沖地震における免除の対象期間は上記の期間となります。								
活 用 で き る 方	●災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。								
必 要 書 類	<p>●国民年金保険料免除・納付猶予申請書</p> <p>●国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ※被災状況届は、被災による損害状況（財産等におおむね2分の1以上の損害があること）を確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入してください。  ※被災状況届は下記「日本年金機構ホームページ」よりダウンロードができます。 <a href="https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.files/3.pdf">https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.files/3.pdf</a></p> <p>●罹災証明書、または被害農林魚業者等と認定された被害認定書の写し ※罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は、被災状況届の提出は不要です。</p> <p>●保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し ※保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。</p>								
申 請 先 ・ お 問 い 合 わ せ 先	<p>●東北福島年金事務所 &lt;☎024-535-0141（音声案内）&gt; 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p> <p>●福島市役所国保年金課（本庁1階） &lt;☎直通024-525-3738&gt; 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分</p>								

制度の名称	17. 介護保険料の減免												
支援の種類	介護保険料の減免												
制度の内容	<p>■災害により被害を受けられた方に対する介護保険料の減免</p> <p>●減免対象となる期別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収方法</th> <th>対象となる期別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通徴収</td> <td>令和2年度：8期 令和3年度：1～7期 ※随時課税分はお問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>特別徴収</td> <td>令和2年度：令和3年2月徴収分 令和3年度：令和3年4月～12月徴収分</td> </tr> </tbody> </table> <p>●減免の内容</p> <p>(1)第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った場合又は行方不明となった場合 … 減免対象となる納期分の全部を減免</p> <p>(2)第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合、保険料額に次の表の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 壊</td> <td>減免対象となる納期分の 全部</td> </tr> <tr> <td>半壊、中規模半壊又は大規模半壊</td> <td>減免対象となる納期分の 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住宅の被害判定区分については罹災証明の判定結果を基に判断いたします。</p> <p>●受付</p> <p>介護保険課介護資格係（市役所本庁舎2階 電話024-525-6551）</p> <p>※減免申請につきましては、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いします。減免申請書はホームページからダウンロードできます。</p>	徴収方法	対象となる期別	普通徴収	令和2年度：8期 令和3年度：1～7期 ※随時課税分はお問い合わせください。	特別徴収	令和2年度：令和3年2月徴収分 令和3年度：令和3年4月～12月徴収分	損害の程度	減免の割合	全 壊	減免対象となる納期分の 全部	半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2
徴収方法	対象となる期別												
普通徴収	令和2年度：8期 令和3年度：1～7期 ※随時課税分はお問い合わせください。												
特別徴収	令和2年度：令和3年2月徴収分 令和3年度：令和3年4月～12月徴収分												
損害の程度	減免の割合												
全 壊	減免対象となる納期分の 全部												
半壊、中規模半壊又は大規模半壊	減免対象となる納期分の 1/2												
必要書類	<p>・減免申請書、罹災証明書 （他市町村の証明書をお持ちの方のみ。福島市発行の証明書は添付不要。）</p>												
申請期間	<p>・令和4年3月31日まで</p>												
お問い合わせ先	<p>・介護保険課 介護資格係 （市役所本庁舎2階 電話024-525-6551）</p>												

制度の名称	18. 介護サービス利用料の減免										
支援の種類	減免										
制度の内容	<p>●令和3年2月13日の地震により居住地が準半壊以上の被災を受けた方の介護サービス利用料について、被災状況に応じて減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全壊</th> <th>大規模または 中規模半壊</th> <th>半壊または 準半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス 利用時の給付率</td> <td>100% (自己負担なし)</td> <td>97% (自己負担3%)</td> <td>95% (自己負担5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※給付率は自己負担割合により異なります。(記載は1割の場合)</p>				全壊	大規模または 中規模半壊	半壊または 準半壊	介護サービス 利用時の給付率	100% (自己負担なし)	97% (自己負担3%)	95% (自己負担5%)
	全壊	大規模または 中規模半壊	半壊または 準半壊								
介護サービス 利用時の給付率	100% (自己負担なし)	97% (自己負担3%)	95% (自己負担5%)								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書により居住地が準半壊以上の被害を受けたことが確認できる方。 ※ただし、施設入所時の食事・居住費などは対象となりません。</li> </ul>										
手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課介護給付係窓口にて介護保険利用者負担額減額・免除申請書を提出 (来所時に手渡しまたは郵送での交付)</li> <li>⇒罹災証明書の内容を確認後、減額・免除認定証を発行し本人宛郵送します。 届いた減額・免除認定証を介護サービス事業所に提示してください。</li> </ul>										
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した日の属する月の初日から6カ月間 (令和3年2月1日から令和3年7月31日まで)</li> </ul>										
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課 介護給付係 (市役所本庁舎2階 電話024-525-6587)</li> </ul>										

制 度 の 名 称	19. 児童扶養手当の特別措置
支 援 の 種 類	給付
制 度 の 内 容	<p>児童扶養手当は、手当額算定に所得制限がありますが、災害により住宅、家財等の財産について価格の2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を一時的に解除し、手当額が全部支給になる特例処置を受けられます。</p> <p>※ただし、翌年に災害を受けた年の所得を審査し制限限度額を上回った場合には、返還が必要となります。</p>
活 用 で き る 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当受給者（支給制限者）</li> <li>●児童扶養手当新規認定請求者</li> </ul>
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当受給者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童扶養手当被災状況書(窓口に備付の書類があります。)</li> <li>(2) 罹災証明書等の被災したことを証明するもの</li> </ul> </li> <li>●児童扶養手当新規認定請求者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記(1)(2)の必要書類</li> <li>(2) 新規認定請求に必要な書類(個々の事情により異なります。)</li> </ul> </li> </ul> <p>※非常災害に際して特に必要と認められる場合には、請求書に添付しなければならない書類を省略、または代替書類によって請求することもできます。</p>
申 請 期 間	随時
お 問 い 合 せ 先	こども政策課子育て支援係 ☎(直通) 024-525-3767

制 度 の 名 称	20. 母子父子寡婦福祉資金
支 援 の 種 類	貸付（融資）
制 度 の 内 容	<p>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。</p> <p>貸付限度額 200万円以内※通常150万円が限度額のところ災害による場合は50万円を上乗せ貸付利率 連帯保証人がいる場合：無利子</p> <p>連帯保証人がいない場合：年1.0%</p> <p>●転宅のために必要な経費を貸し付けます。</p> <p>貸付限度額 26万円以内</p> <p>※申し込み手続きについては、事前審査の上、貸付けを決定します。 お振込みまで1～2か月を要します。詳しくは下記までお問合せいただきますようお願い申し上げます。</p>
活 用 で き る 方	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯
お 問 い 合 わ せ 先	福島市福祉事務所（こども家庭課こども家庭係）☎（直通）024-525-3780 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分

制度の名称	21. 特別児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<p>特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当は、手当額算定に所得制限がありますが、災害により住宅、家財等の財産について価格の2分の1以上の損害を受けた場合、所得制限を一時的に解除し、手当額が全部支給になる特例処置を受けられます。</p> <p>※ただし、翌年に災害を受けた年の所得を審査し制限限度額を上回った場合には、返還が必要となります。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当受給者（支給制限者）</li> <li>●手当新規認定請求者</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手当受給者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災状況書</li> <li>(2) 罹災証明書等の被災したことを証明するもの</li> </ul> </li> <li>●手当新規認定請求者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記(1)(2)の必要書類</li> <li>(2) 新規認定請求に必要な書類（個々の事情により異なります。）</li> </ul> </li> </ul> <p>※非常災害に際して特に必要と認められる場合には、請求書に添付しなければならない書類を省略、または代替書類によって請求することもできます。</p>
申請期間	随時
お問い合わせ先	障がい福祉課障がい給付係 ☎（直通）024-525-3796

制 度 の 名 称	22. 障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置
支 援 の 種 類	減免
制 度 の 内 容	災害により肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額が減免される場合があります。
活 用 で き る 方	市の定める特例給付の要件に該当する方（住宅の準半壊以上の被害を受けた方など）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額減額・免除申請書</li> <li>・受給者証</li> <li>・罹災証明書</li> </ul>
申 請 期 間	市が定める期間
お 問 い 合 わ せ 先	支給決定に関すること：障がい福祉課自立支援係 ☎（直通）024-525-3746 給付に関すること：障がい福祉課障がい給付係 ☎（直通）024-525-3796

制 度 の 名 称	23. 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置
支 援 の 種 類	減免
制 度 の 内 容	災害により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額が減免される場合があります。
活 用 で き る 方	市の定める特例給付の要件に該当する方（住宅の準半壊以上の被害を受けた方など）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額減額・免除申請書</li> <li>・受給者証</li> <li>・罹災証明書</li> </ul>
申 請 期 間	市が定める期間
お 問 い 合 せ 先	支給決定に関すること：障がい福祉課自立支援係 ☎（直通）024-525-3746 給付に関すること：障がい福祉課障がい給付係 ☎（直通）024-525-3796

制 度 の 名 称	24. 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置
支 援 の 種 類	減免
制 度 の 内 容	災害により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の利用者負担額が減免される場合があります
活 用 で き る 方	市の定める特例給付の要件に該当する方（住宅の準半壊以上の被害を受けた方など）
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額減額・免除申請書</li> <li>・受給者証</li> <li>・罹災証明書</li> </ul>
申 請 期 間	市が定める期間
お 問 い 合 わ せ 先	障がい福祉課障がい給付係 ☎（直通）024-525-3796

制 度 の 名 称	25. 高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置
支 援 の 種 類	減免
制 度 の 内 容	令和3年2月13日発生の地震により被災し、ももりんシルバーパスポート（高齢者無料乗車証）を紛失等された際には、無料で再交付いたします。
活 用 で き る 方	地震により家屋等が被災し、罹災証明書の発行を受けた方。
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認証（保険証、運転免許証など）</li> <li>・罹災証明書</li> </ul>
申 請 期 間	令和4年3月31日まで
お 問 い 合 わ せ 先	交通政策課交通政策係 ☎（直通）024-525-3762

制度の名称	26. 就学援助制度						
支援の種類	給付						
制度の内容	<p>●被災により就学が困難となった児童生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、学校給食費等を援助します。</p> <p>●就学援助の審査判定については、半壊以上の罹災判定を受けた場合、認定係数から0.1を緩和して取扱います。</p> <p>●支援の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護</td> <td>修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金</td> </tr> <tr> <td>準要保護</td> <td>学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校給食費</td> </tr> </tbody> </table> <p>●書類の提出先 通学している福島市内の国公立小中学校</p> <p>●手続に関する詳細は、福島市ホームページをご確認ください。 ※右記の二次元コードをスマートフォンで読み取ると 就学援助制度について、確認することができます。</p> 	区分	支援の内容	要保護	修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金	準要保護	学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校給食費
区分	支援の内容						
要保護	修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金						
準要保護	学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、日本スポーツ振興センター共済掛金、学校給食費						
活用できる方	<p>次の事項にすべて該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福島市内に居住している方</li> <li>●福島市内の国公立小中学校に通学している児童生徒の保護者</li> <li>●被災により半壊以上の罹災判定を受けた方</li> </ul>						
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学援助受給申請書（各校に備付けあり、福島市ホームページからダウンロード）</li> <li>●罹災証明書（写し可）</li> </ul>						
申請期間	<p>令和3年度認定分の申請：随時受付</p> <p>※令和3年9月30日まで</p>						
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通学している福島市内の国公立小中学校</li> <li>●就学に必要な学用品費等について 福島市教育委員会学校教育課 ☎024-572-3987（直通）</li> <li>●学校給食費について 福島市教育委員会教育施設管理課 ☎024-525-3706（直通）</li> </ul>						

制度の名称	27. 特別相談窓口（被災中小企業・小規模事業者及び農林漁業者対策）
支援の種類	相談
制度の内容	<p>●相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫（中小企業事業） ☎024-522-9241</li> <li>（国民生活事業） ☎024-523-2341</li> <li>（農林漁業者向） ☎024-521-3328</li> </ul> <p>※災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置  特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）  URL <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021fukushima.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021fukushima.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工組合中央金庫（福島支店） ☎024-526-1201</li> <li>・福島県信用保証協会 ☎024-526-2331</li> <li>・福島商工会議所 ☎024-536-5511</li> <li>・福島県商工会連合会 ☎024-525-3411</li> <li>・福島県中小企業団体中央会 ☎024-536-1261</li> <li>・福島県よろず支援拠点 ☎024-954-4161</li> <li>・全国商店街振興組合連合会 ☎03-3553-9300</li> <li>・中小企業基盤整備機構東北本部（企業支援課） ☎022-716-1751</li> <li>・東北経済産業局（中小企業課） ☎022-221-4922</li> </ul>
活用できる方	被災中小企業・小規模事業者及び農林漁業者